

1. 計画の位置づけ等

- ◆ 都や国の関係機関が実施する、薬物乱用対策の基本的な方向性を示すもの。
【計画期間】令和6年度～令和10年度（5年間）
- ◆ 東京は大規模な経済活動拠点、国際都市であり、薬物乱用や犯罪が広がりやすいというリスクを踏まえ、平成20年度に策定

【東京都薬物乱用対策推進本部】

<本部長> 副知事 <副本部長> 保健医療局長

<本部員>

都：保健医療局、福祉局、政策企画局、生活文化スポーツ局、産業労働局、教育庁、警視庁、東京都立病院機構

国：東京保護観察所、東京地方検察庁、東京税関、東京出入国在留管理局、関東信越厚生局

2. 計画改定の基本的な考え方

従来から薬物乱用対策の3つの柱としている、「柱1:啓発活動の拡大と充実」、「柱2:指導・取締りの強化」、「柱3:薬物問題を抱える人への支援」を継承しつつ、昨今の薬物情勢や国の取組の方向性等を踏まえ、内容を充実

3. 昨今の薬物情勢等を踏まえた計画改定のポイント

| 項目 | 背景 | 取組の方向性 |
|------------------|---|--|
| ①大麻乱用対策の充実 | 若年層の大麻乱用の拡大 ※都内大麻事犯の検挙人員のうち約7割が30代未満 | ・若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発の強化 |
| ②市販薬乱用対策の充実 | 若年層の市販薬乱用（オーバードーズ）の拡大 ※全国の精神科医療施設において薬物依存症の治療を受けた10代患者のうち、市販薬を主な原因とする患者の割合が平成26年の0%から令和4年に約65%へ増加 | ・医薬品の適正使用・市販薬乱用防止啓発の推進 ・販売ルールの周知、適正販売に関する監視指導強化 |
| ③密輸・密売手法の巧妙化への対応 | 新たな密輸・密売手法の出現 ※賃貸物件の空き部屋を宛先とした密輸の発生 ※秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及によるサイバー空間を悪用した密売の発生 | ・国内外の関係機関の連携強化・各種捜査手法の積極的活用 |
| ④再乱用防止対策の充実 | 大麻事犯の増加、覚醒剤事犯の再犯率高止まり ※都内大麻事犯の検挙人員が平成26年以降増加傾向 ※都内覚醒剤事犯の再犯者率が約5割 | ・各種再乱用防止プログラムの充実 ・相談体制の確保 |

東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）（案）の体系図

薬物乱用のない社会づくり

《23のアクション》

《97の取組》

柱1 啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

- [1] 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進
- [2] 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進
- [3] 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進
- [4] 青少年を有害情報から守る取組の強化

16の取組

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

- [5] 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開
- [6] 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

9の取組

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

- [7] 普及啓発を担う人材育成の推進
- [8] 啓発用資材の充実・提供
- [9] 地域における主体的な啓発活動の支援

14の取組

柱2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

- [10] 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化
- [11] 多様な捜査手法の効果的な活用
- [12] 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

14の取組

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

- [13] 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握
- [14] 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

7の取組

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

- [15] 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施
- [16] 偽造・変造処方箋対策の強化
- [17] 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施

6の取組

柱3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

- [18] 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
- [19] 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供
- [20] 相談・支援業務に従事する人材の育成

13の取組

プラン8 薬物依存症からの回復支援

- [21] 薬物依存症等に関する専門医療等の提供
- [22] 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

11の取組

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

- [23] 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

7の取組

東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）（案）における主な取組

◎：新規取組 ○：既存の取組を強化 その他は継続事業 () 内は実施主体

柱1 啓発活動の拡大と充実

主な取組（97の取組からプランごとに抜粋）

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

- ・中学生からのポスター・標語の募集・高校生会議等、生徒が薬物問題について自ら考える参加型事業の実施（保健医療局）
- ◎ 子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学ぶための啓発資料の提供・普及啓発の推進（保健医療局）

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

- ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等による大麻の正しい知識の普及啓発の強化（警視庁、保健医療局）
- ◎ 医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発の推進（福祉局、保健医療局）

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

- ・学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師等を対象とした研修会の実施（保健医療局）
- 若い世代の大麻・市販薬乱用の拡大や、国際的な人の往来増加に対応した啓発用資料の作成・提供（保健医療局）

柱2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

- 国内外の関係機関の連携強化等による、巧妙化する密輸・密売手法への対応強化（東京税関、関東信越厚生局、警視庁）
- サイバー捜査に特化した部門等を中心とした、サイバー空間を悪用した犯罪の取締り強化（関東信越厚生局）

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

- ・国内外の薬物流通実態の調査、違法薬物等の早期発見のための製品の試買、成分検査の実施（保健医療局）
- ・条例に基づく未規制薬物の迅速な規制及び国への情報提供による法に基づく全国的規制の実現（保健医療局）

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

- ・麻薬・向精神薬を取り扱う施設等への立入検査・指導の実施（関東信越厚生局、保健医療局）
- 国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局等への販売ルールの周知徹底・適正販売の指導強化（保健医療局）

柱3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

- 電話・面談・チャットボット等による多様な相談支援体制の充実（関東信越厚生局、警視庁、福祉局、保健医療局）
- ・相談業務に係る保健師、保護司等を対象とした研修等の実施（東京保護観察所、福祉局、保健医療局）

プラン8 薬物依存症からの回復支援

- ・専門医療、各種再乱用防止プログラムの提供（東京保護観察所、関東信越厚生局、東京都立病院機構、福祉局）
- ◎ 再乱用防止プログラムへの大麻に関する指導項目の新設による、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実（東京保護観察所）

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

- 保護観察終了後の薬物事犯者やその家族等への“息の長い”支援の実施（東京保護観察所、保健医療局）
- ・薬物依存症に関する正しい知識の普及啓発（東京保護観察所、福祉局、保健医療局）